

取引一任勘定取引に関する業務上の留意事項について

金先協平12第152号
平 12 . 11 . 27
〔 平17.6.27一部改正 〕
〔 平19.9.30一部改正 〕

標題について、金融商品取引法（以下「法」といいます。）第40条（適合性の原則等）第2号の社内管理体制整備が不十分な状況が定められている金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」といいます。）第123条第13号ロ～ホに掲げる契約に基づいて行う取引（以下「取引一任勘定取引」といいます。）に関する業務上の留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、これによりお取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

記

1．取引一任勘定取引の開始手続等

- (1) 顧客の委託により取引一任勘定取引を開始するにあたっては、あらかじめ、当該顧客が取引開始基準に適合していること及び当該顧客の取引区分（金商業府令第123条第13号ロ～ホのいずれに該当するかの区分をいう。以下同じ。）を確認したうえ、社内の承認手続きを経るものとする。
- (2) 取引一任勘定取引を承認した顧客の取引状況、建玉残高等については、定期（日次又は月次）に内部管理担当役員等（又は担当部長）に報告する等により適確に管理するものとする。

2．システム売買取引等を行う場合の契約

顧客が取引一任勘定取引のうち金商業府令第123条第13号二に該当する取引（システム売買取引等）を行う場合には、あらかじめ当該取引の仕組みを十分説明したうえ、当該顧客と契約を締結するものとする。

3．取引一任勘定取引に係る注文伝票等

取引一任勘定取引に係る受託契約を締結したときは、次に留意するものとする。

- (1) 取引一任勘定取引に係る注文伝票には、一任の具体的内容を記載すること。
- (2) 取引一任勘定取引に係る取引報告書には、当該取引が取引一任勘定取引である旨を記載すること。